

稲敷市地域企業感染防止対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、必要な措置を講じた事業者に対して、稲敷市地域企業感染防止対策費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、稲敷市補助金等交付規則（平成17年稲敷市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いばらきアマビエちゃん 茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例（令和2年茨城県条例第46号。以下「県条例」という。）第2条第3号に規定する特定システムをいう。
- (2) 感染防止対策宣誓書 県条例第5条第4項に規定する宣誓書をいう。
- (3) 県協力金 いばらきアマビエちゃん事業者登録協力金支給要綱に基づき支給される協力金をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 別表に定める対象施設等を運営する者のうち、次に掲げる全ての要件を満たすもの（民間事業者に限る。）
 - ア 市内に事業所を有すること。
 - イ 申請時において、事業所に営業実態があること。
 - ウ いばらきアマビエちゃんに登録し、公衆の見やすい場所に感染防止対策宣誓書を掲示していること。
 - エ 県又は各業界団体が策定する感染防止対策ガイドラインを遵守し、必要な対策を継続的に講じていること。

(2) 県協力金の交付決定を受けている者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、補助対象者が次に掲げる事項に該当する場合には、補助金を交付しない。

- (1) 市税に未納があるとき。
- (2) 特定の宗教又は政治団体等に関連する事業を行っているとき。
- (3) 法令等に違反する又は公序良俗に反する活動を行っているとき。
- (4) 稲敷市暴力団排除条例（平成23年稲敷市条例第11号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団，暴力団員又は暴力団員等と関与があるとき。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は，一事業所につき一律5万円とする。

2 補助金の交付は，一事業所につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，稲敷市地域企業感染防止対策費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。「以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて，令和3年2月26日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 感染防止対策宣誓書の写し
- (2) 申請者の市税に未納のないことの証明書（発行日から1か月以内のものに限る。）
- (3) 申請者の事業内容を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず，第3条第1項第2号に該当する申請者は，申請書に県協力金の支給を受けていることを証明する書類の写し及び前項第2号に掲げる書類を添えて，市長に申請しなければならない。

（補助金の交付・不交付決定）

第6条 市長は，前条の規定による申請を受けた場合は，当該申請の内容に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査等の上，補助金の交付の可否を決定し，稲敷市地域企業感染防止対策費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により，申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の取消し等）

第7条 市長は，前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定を取り消し，又は交付した補助金を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が補助金の交付決定を取消しすべき事由があると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金を返還させるときは、稲敷市地域企業感染防止対策費補助金交付取消通知書兼返還命令書（様式第3号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年10月15日から施行する。
(失効)
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者に係るこの告示の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）
対象施設等

種類	施設等	区分番号
①遊興施設等	1. キャバレー	①—1
	2. ナイトクラブ	①—2
	3. ダンスホール	①—3
	4. スナック	①—4
	5. バー	①—5
	6. パブ	①—6
	7. 性風俗店	①—7
	8. アダルトショップ	①—8
	9. 個室ビデオ店	①—9
	10. ネットカフェ, 漫画喫茶	①—10
	11. カラオケ店	①—11
	12. 射的場	①—12
	13. ライブハウス	①—13
②学習塾等	1. 学習塾	②—1
	2. 英会話教室	②—2
	3. 音楽教室	②—3
	4. 囲碁・将棋教室	②—4

	5. 生け花・茶道・書道・絵画教室	②—5
	6. そろばん教室	②—6
	7. バレエ教室	②—7
	8. 体操教室	②—8
	9. ダンス教室	②—9
	10. テニススクール	②—10
③運動・遊技施設	1. 体育館	③—1
	2. ゴルフ場・ゴルフ練習場	③—2
	3. バッティング練習場	③—3
	4. 陸上競技場	③—4
	5. 野球場	③—5
	6. テニス場	③—6
	7. 柔剣道場	③—7
	8. 弓道場	③—8
	9. スポーツクラブ	③—9
	10. ホットヨガ, ヨガスタジオ	③—10
	11. マージャン店	③—11
	12. パチンコ屋	③—12
	13. ゲームセンター	③—13
	14. テーマパーク	③—14
④劇場・展示施設等	1. 劇場	④—1
	2. 映画館	④—2
	3. 動物園	④—3
	4. 植物園	④—4
⑤医療施設	1. 病院	⑤—1
	2. 診療所	⑤—2
	3. 歯科医院	⑤—3
	4. 薬局	⑤—4
	5. 鍼灸院	⑤—5
	6. 接骨院	⑤—6
	7. 柔道整復院	⑤—7
⑥社会福祉施設等	1. 障害福祉サービス等事業所	⑥—1
	2. 老人福祉法・介護保険法関係の施設	⑥—2
⑦生活必需物資販売施設	1. 卸売市場	⑦—1
	2. コンビニエンスストア	⑦—2
	3. スーパーマーケット	⑦—3
	4. ホームセンター	⑦—4
	5. ショッピングモール	⑦—5
	6. ディスカウントストア	⑦—6
	7. 酒屋	⑦—7

	8. 他飲食料品販売店	⑦—8
	9. ガソリンスタンド	⑦—9
	10. 靴屋	⑦—10
	11. 衣料品店	⑦—11
	12. 雑貨屋	⑦—12
	13. 文房具屋	⑦—13
⑧食事提供施設	1. 飲食店	⑧—1
	2. 喫茶店	⑧—2
	3. 居酒屋	⑧—3
⑨宿泊施設等	1. ホテル	⑨—1
	2. カプセルホテル	⑨—2
	3. 旅館	⑨—3
	4. 民泊	⑨—4
	5. ラブホテル	⑨—5
⑩交通機関等	1. バス会社	⑩—1
	2. タクシー会社	⑩—2
	3. レンタカー会社	⑩—3
	4. 物流サービス（宅配等を含む。）会社	⑩—4
⑪金融機関等	1. 銀行	⑪—1
	2. 保険代理店	⑪—2
⑫その他	1. 理髪店	⑫—1
	2. 美容院	⑫—2
	3. 公衆浴場（銭湯，スーパー銭湯）	⑫—3
	4. 郵便局	⑫—4
	5. 貸衣装屋	⑫—5
	6. 不動産屋	⑫—6
	7. 結婚式場	⑫—7
	8. 葬儀場・火葬場	⑫—8
	9. 質屋	⑫—9
	10. 動物病院	⑫—10
	11. ペットホテル	⑫—11
	12. たばこ屋（たばこ専門店）	⑫—12
	13. ブライダルショップ	⑫—13
	14. 本屋	⑫—14
	15. 自転車屋	⑫—15
	16. 家電販売店	⑫—16
	17. 園芸用品店	⑫—17
	18. 修理店（時計，靴，洋服等）	⑫—18
	19. 鍵屋	⑫—19
	20. 100円ショップ	⑫—20

21. 家具・金物等販売店	⑫—21
22. 自動車販売店	⑫—22
23. カー用品店	⑫—23
24. 花屋	⑫—24
25. コインランドリー	⑫—25
26. クリーニング店	⑫—26
27. ドッグスクール	⑫—27
28. 時計・眼鏡販売店	⑫—28
29. 携帯ショップ	⑫—29
30. ペットショップ	⑫—30
31. ペット美容室（トリミング）	⑫—31
32. 宝石類・金銀販売店	⑫—32
33. 住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）	⑫—33
34. 古物商店	⑫—34
35. 金券ショップ	⑫—35
36. 古本屋	⑫—36
37. おもちゃ屋，鉄道模型屋	⑫—37
38. 囲碁・将棋盤店	⑫—38
39. DVD・ビデオショップ	⑫—39
40. DVD・ビデオレンタルショップ	⑫—40
41. アウトドア用品，スポーツグッズ店	⑫—41
42. ゴルフショップ	⑫—42
43. 土産物屋	⑫—43
44. 旅行代理店（店舗）	⑫—44
45. アイドルグッズ専門店	⑫—45
46. ネイルサロン，まつ毛エクステンションサロン	⑫—46
47. 岩盤浴	⑫—47
48. サウナ	⑫—48
49. マッサージ店	⑫—49
50. エステサロン	⑫—50
51. 日焼けサロン	⑫—51
52. 脱毛サロン	⑫—52
53. 写真屋，フォトスタジオ	⑫—53
54. 美術品販売店	⑫—54
55. 釣具販売店	⑫—55
56. 農耕用品販売店	⑫—56
57. 建築木材販売店	⑫—57
58. その他市長が適当と認める事務所	⑫—58

